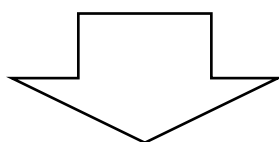


## 条例制定の必要性について

- 1 本道の肺がん死亡率、罹患率ともに高いことから、積極的な受動喫煙対策が必要ではないか。また、成人喫煙率が高い本道において、子どもをはじめとする望まない受動喫煙を生じさせない環境づくりを推進するためには、受動喫煙対策を強化していく必要があるのではないか。
- 2 広域な本道においては、各施設の管理権原者等が適切に受動喫煙防止のための措置を実施するために、地域の実情に応じ自主的な取り組みを推進できるよう関係団体が協力して機運を浸透させる必要があるのではないか。
- 3 本道を訪れる外国人は増加しており、道民の健康増進はもとより、観光等で訪れる方も快適に過ごせる環境づくりの観点から、国際的に質や満足度の高い観光地づくりを目指す本道として、受動喫煙対策についても積極的な姿勢を打ち出す必要があるのではないか。



**本道の現状及び道議会決議を踏まえ、条例を制定し、  
法と相まって、実情に応じた受動喫煙対策を推進する必要がある**